

令和7年第8回大津町議会総務常任委員会審議記録

議案第50号 件名 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務部 総務課)

質疑 現在、妊娠・出産等の休暇制度を取得できる環境は整っているか。

答弁 職員から妊娠や出産の申出があった場合に、制度を案内しています。条例改正後、休暇等取得が難しい場合は、新たに規定する第19条の2第3項に基づき業務量を見直すなど、対応をしていきます。

質疑 男性職員の育児休業取得状況はどうなっているか。

答弁 現在、男性職員3名が育児休業を取得しており、期間は数か月から半年程度です。代替職員は任期付職員を任用して対応しています。

質疑 国が示す配慮例には勤務地について配慮するように記載があるが、本町でそのような配慮は考えられるか。

答弁 本町では勤務する施設は町内であり、それぞれ遠方にあるわけではないため、あまり想定できないかと考えています。

質疑 業務内容についての配慮はするのか。

答弁 業務内容については、所属内で業務量調整を行うことを基本とし、年度内の異動等による配置変更は原則として行わない予定です。今後、必要に応じて配慮を検討します。

意見 県庁や一部事務組合への出向等では、配慮や代替職員の配置が難しい場合も考えられる。関係団体と十分な調整をお願いしたい。

質疑 年休取得の推奨や働きやすさを進める具体策はあるか。

答弁 業務効率化など職員が働きやすい環境づくりを推進しています。総務課として各部署への徹底も進めており、時差出勤を令和8年度から導入予定ですが、課長会議でも管理職が率先して制度を活用するよう依頼して

います。

質疑 時差出勤の導入に伴う残業削減等はどう考えているか。

答弁 時差出勤にも一定の残業削減効果はあると思われますが、フレックスタイム制度の導入も今後の検討対象です。

質疑 近年、妊娠や出産を理由に退職した職員はいるか。

答弁 近年はいません。

質疑 3歳から就学前の子を持つ職員への配慮はあるが、復職してから3歳になるまでの子を持つ職員への配慮はどうか。

答弁 現状、3歳未満の子を養育する職員は、選挙や水防班などの業務については、可能な限り担当課で調整し配慮しています。
通常業務で夜間に行われる会議の出席が難しいなどの申出があった場合、まずは所属課で調整し配慮をすることが基本と考えています。

質疑 本人の希望どおりに配慮できなかった場合の不満や紛争の予防策について、労働組合と事前調整が必要ではないか。

答弁 今回の改正は職員に不利益になる改正ではないため、職員組合と協議はしていませんが、職員に対して制度説明をする前に、職員組合とも共有していきます。

質疑 男性職員の場合、配偶者の妊娠について申し出をしない限り、制度を周知する対象の職員にならないのではないか。

答弁 職場で把握できない場合、組合との情報共有を通じて、子の出生等の情報把握に努めています。

質疑 在宅勤務やテレワークの運用はどうなっているか。

答弁 現時点では未導入です。窓口対応がない業務や個人情報扱わない業務では、導入の余地があると考えています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 5 1 号 件名 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

(総務部 総務課)

質疑 第 1 号と第 2 号部分休業の取得単位が 30 分と 1 時間で異なるが、その理由は何か。

答弁 国の制度に準じたものです。第 2 号部分休業は、基本 1 時間単位ですが、1 日単位でも取得できます。最後に分単位での時間が余った場合は、分単位で取得できるよう規定されています。

質疑 部分休業の変更は可能か。当初に申請した時間しか取得できないのか。

答弁 基本は申請に基づき取得しますが、業務状況に応じて変更申出を行えば、その都度取得の申請時間に業務を行うことができます。

質疑 勤務時間の途中変更や子どもの発熱など急な対応にも柔軟に対応できるか。

答弁 緊急時には子の看護休暇や年次有給休暇を活用し、必要に応じて部分休業の取り消しを行い勤務時間の変更申出に対応しています。

質疑 10 日間休暇取得をするという第 2 号部分休業のニーズはどのようなものか。

答弁 国としては、保育園行事や授業参観などへの対応を想定しています。ただし、給与減額も伴うため、実際に職員がどの程度利用するかは不透明です。

質疑 第 2 号部分休業について 10 日間すべてを使い切る必要があるのか。

答弁 上限 10 日の範囲内で、必要な日数だけ取得できます。

意見 休業取得手続や制度について、会計年度任用職員も含め十分周知をお願いしたい。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第52号 件名 大津町議会議員及び大津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

(総務部 総務課)

質疑 選挙におけるポスター掲示場のうち危険な場所に設置されているものは、どのように対応したのか。

答弁 一部のポスター掲示場において、道路から高い段差のある場所に掲示場を設置していましたが、危険であるとの報告を受け、現在は道路と同じ高さで掲示できる場所に変更しています。

質疑 立候補者に渡すポスター掲示場の場所を示す地図がわかりにくいのではないか。

答弁 これまで一部切り抜きした地図を配布していました。わかりにくいとの意見を踏まえ、今後改善を検討します。

質疑 町長・町議会議員選挙が終わったばかりで次の選挙まで3年以上ある中、なぜ今改正するのか。

答弁 国が令和7年6月に単価を改正しています。本町としても急な選挙があった場合に対応ができるよう、国の改正に準じ速やかに改正しておく必要があるため、今回9月議会に議案を提出しました。近隣自治体でも同様に今年度議会へ提案する予定と聞いています。

質疑 前回の町議会議員選挙で立候補者数が想定を超え、ポスター掲示場を追加設置したが、今後はどのように対応するのか。

答弁 ポスター掲示場については、これまで 22 名分で設定していました。前回は立候補者説明会に 23 名が参加されたため、急遽追加した次第です。次回以降は設置の費用なども含め整理したいと考えています。

質疑 公費負担の単価を引き上げる必要があるのか。前回の町議会議員選挙での実績はどうであったか。

答弁 前回の実績では、制度利用者 19 名中、ポスター作成費用については 9 名、ビラ作成費用については 8 名自己負担が発生していました。今回の改正は国の調査結果を踏まえて単価が引き上げられたものであり、本町としても必要な改正と判断しております。

意見 ビラの発注枚数や印刷単価には幅があり、自己負担の有無も業者への発注方法に左右される。方法については立候補者側が考えるしかないのではないか。いずれにしても公費負担制度は、立候補者を増やすという目的であり、公費負担の適正さについては今後考えていくべきものではないか。

意見 「お金のかからない選挙」とするために、公費負担の額よりも対象経費ごとの「公費負担率」を出して比較検討していくべきではないか。

質疑 町民の税金を使う以上、公費負担額を公開すべきでないか。また、立候補を考えている人や関係する業者などにとって、選挙に係る経費や公費負担の状況がわかりやすいような公開の方法はないか。

答弁 収支報告書の公表は公職選挙法で定められており、本町でも掲示板に掲載を行っています。今後は他自治体の事例も参考に、公費負担の公表の在り方については選挙管理委員会で協議したいと考えています。

質疑 公費負担支払先の業者から、請求から支払いまでの期間が長いのではないかと指摘があるがどうか。

答弁 基本的には請求から 15 日以内の支払いとしていますが、候補者側の書類提出時期や確認作業等によって日数を要する場合があります。今後、事務の流れを整理し改善に努めます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 5 3 号 件名 大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(総務部 総合政策課)

質疑 新旧対照表において、文言が「にいう」から「による」等へ変わっている箇所があるが、どういった理由か。

答弁 今回の条例改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴う条例改正ですが、条例改正の際には、その他の文言等についても整理、修正を行うことがあり、今回の場合、不用な文言の整理や表現の見直しを行っています。

質疑 住登外者はどの程度いるのか。

答弁 今回の条例対象とは若干異なりますが、現在のシステムで管理している住登外者は、約 4 万件となっており、そのうち約 9 千件が町外へ転出等された人となります。取扱事務で一番多いと思われる固定資産税課税事務の対象者が約 6 千 2 百件となっており、他に報酬や謝金等の支払いで、町に住民票を置いていない各種委員や講師等が多い状況となっています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 5 5 号 貸借契約の一部解約に係る清算金の額の決定について（損害賠償の額の決定）

（ 住民生活部 住民課 ）

質疑 債務不履行に当たるかどうか弁護士に相談されたということだが、説明をお願いしたい。

答弁 今回は一部解約を行うことで、元々の契約した金額が減額となり相手方に損害を与えることになるため、減額分を賠償金として、清算金の額の決定を行うものです。今回の契約書の内容において、契約を解除した後に関しては、相互の協議で賠償額を決定するという契約の特約条項がありました。そのため、リース会社との協議を行った結果、リース残債分の1,676,290 円と手数料 5,500 円の合算額という形で、損害賠償額の合意に至ったものです。

質疑 一部解約前月額と一部解約後月額の金額の差は何か。

答弁 今回、現在使用している機器の7割程度が不用となるため解約し、残りの3割程度を継続して使用していく予定です。そのため、解約前の月額280,800 円のうち、解約後の63,100 円は引き続き使用する機器のリース料になります。

質疑 デジタル基盤改革支援補助金の要綱には、今回のように、全国一斉にシステムの標準化を進めるとなった際、解約金が発生する等の事象に該当する部分が国庫補助の対象となるということが書いてあるのか。

答弁 令和7年度までに全自治体が標準化を進めることになっており、今年度だけの補助ではなく、準備期間も補助の対象となります。また、市町村の責任によらない解約に該当する場合は補助金の交付対象となることが要綱に定めてあります。

質疑 近隣市町村に似た事例がないか調査したとのことだが、どのくらい調査をしたのか。

答弁 近隣の5市町村に調査を行っています。具体的には、菊池市、合志市、菊陽町、山鹿市、阿蘇市の状況を確認しています。

質疑 月額はどう変化していくか。

答弁 標準化により、サーバーを持たずに、ガバメントクラウド上にシステムとデータを上げて戸籍システムを運用することになるため、基本的にはシステム保守関連とシステム機器保守関連、一部残った機器のリース関連、システムの使用料が必要となります。また、ガバメントクラウドを利用するため、ガバメントクラウドの運用補助委託も必要となります。具体的には、標準化前の月額合計は 686,840 円、標準化の月額合計は 1,247,510 円になります。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 56 号関連 件名 令和 7 年度大津町一般会計補正予算（第 3 号）
について

（ 議会事務局 ）

質疑 なし

（ 会計課 ）

質疑 預金利子が当初見込みより 2 倍ほどに増えているが、具体的な理由は何か。今後も補正予算が必要になる見込みはあるのか。

答弁 当初予算計上時には、3 金融機関の定期預金利率はおおむね 0.125% 程度でした。その後、令和 7 年 3 月から 4 月にかけて利率が変更され、現在は 0.225% から 0.275% 程度となっており、約 2 倍の水準となっています。その利率上昇の背景には、令和 6 年 3 月に日本銀行がマイナス金利政策を解除したこと、さらに令和 7 年 1 月には政策金利を 0.5% に引き上げる決定をされたことがあります。これにより、金融機関の預金利率も上昇傾向にあります。

利率の動向については、各金融機関から随時情報収集を行っており、利率に変更があった場合には、必要に応じて補正をすることとなります。

（ 総務部 総務課 ）

質疑 なし

(総務部 総合政策課)

質疑 企業版ふるさと納税について、基金へ積み立てる事業の目的と寄附実績は。

答弁 基金への積立金の使途については、昭和園内に整備を進めている子育て支援拠点施設に活用する予定であり、寄附企業にもご理解をいただいています。本年度は7件、総額約4千6百万円の寄附をいただいておりますが、今後の寄附見込みについては現時点では未定です。

質疑 LPガス使用世帯支援補助金について、1件あたり3百円の事務費で、総額3百万円程かかるが、第4弾でこれほどの事務費がかかる理由は何か。

答弁 事業はLPガス協会への委託ですが、支援金を振り込むにあたり、事務費が必要となります。

質疑 事業スキームはどのようなになっているのか。ガス使用料から支援金分を差し引くことはできないのか。

答弁 第1弾・第2弾では申請書の提出が必要でしたが、第3弾・第4弾では振込案内通知を発送し、第2弾で支給した口座に対してプッシュ式で支援金を振り込みます。また、LPガス協会が全体の取りまとめを行っていますが、各家庭におけるLPガスの契約や料金支払いは、それぞれの販売店との個別契約となっているため、使用料からの差し引きによる事業実施は困難です。

意見 可能な限り事務費を削減し、支援金の充実に努めてほしい。

意見 企業版ふるさと納税について、町が事業を提示するものの、実際には町の事業に賛同いただいた企業が寄附を行う仕組みであるため、あらかじめ目標金額を定めることは難しいと考える。

質疑 国勢調査の調査員はなり手不足が全国的に課題となっているが、大津町はどういう状況か。

答弁 調査員の確保には苦慮しているところです。一般の登録調査員もいますが、係長級以下の職員はほぼ全て調査員となり、指導員も職員が担ってい

ます。最近では家庭を訪問しても、出て来られないケースもあり、調査員の負担軽減のため、インターネット回答を推奨しています。

意見 大津町の住民基本台帳上の人口は約 3 万 6 千人だが、国勢調査人口はこれより多くなることがある。ごみ処理の費用等は住民票の有無に関わらず、実際に居住している人数分がかかる。国勢調査人口は今後 5 年間、地方交付税の算定などに用いられる重要なデータであるため、現実の状況に即した調査をしっかりと行ってほしい。

（ 総務部 財政課 ）

質疑 公用車に係る NHK 受信料について、1 台当たりの年間費用はいくらか。

答弁 公用車 1 台当たりの NHK 受信料は、年間 13,200 円です。

質疑 NHK の受信料について、契約が未締結の場合でも、過去に遡って支払う必要があるのか。また、消滅時効の制度は適用されないのか。

答弁 受信契約が締結されていない場合は、受信料の請求は行われず、延滞金等も発生していません。ただし、契約義務はテレビ等の受信設備を取得した時点にさかのぼって生じるものであり、消滅時効の制度は適用されない仕組みとなっています。

質疑 車両に搭載されているナビやテレビは、情報媒体として使用されているのか。使用されていないのであれば、受信契約を解除すべきではないか。また、モニター機能のみを有する機種もあるのではないか。

答弁 現在、公用車に設置しているナビは、ホンダ車のオプション「インターナビ」に標準でテレビ受信機能が付属していたため、NHK 受信料の支払いが必要となっています。テレビ受信機能を有する機器を設置している限り、使用の有無にかかわらず契約義務があり、解除はできない状況です。ただし、今後はテレビ機能を持たないモニター専用製品やナビ専用製品に切り替えることで、NHK 受信契約を回避することが可能となるため、現状の公用車 6 台のうち、テレビ機能が不要なものについては、順次切り替えを検討していきます。

質疑 ナビを搭載している公用車 6 台以外の車両には、バックモニターが設置

されていないということか。

答弁 ナビを搭載していない車両には、バックモニターは設置されていません。ただし、公用車の一部には衝突防止センサーを備えた車両もあります。

質疑 バックモニターは事故防止の観点から導入すべきではないか。現在設置されているドライブレコーダーに加え、ミラーナビ等を活用することで安全性の向上が期待できる。次年度予算において導入を検討しているのか。

答弁 事故の発生状況を踏まえると、ある程度バックモニターの導入は有効であると認識しています。導入時期については、車両の更新に合わせて導入するか、リース車両の導入も含めて内部で検討していきます。

質疑 繰上償還案件の詳細はどのようなものか。

答弁 令和6年度県道負担金の財源として地方道路等整備事業債を借り入れましたが、年度途中の事業費減額変更を事業担当課で把握できていなかったため、借入額が超過することとなりました。このため、超過分について今回繰上償還を行います。なお、借入先が市町村共済組合であることから、加算金等のペナルティは発生しません。

（ 総務部 防災交通課 ）

質疑 積載車車庫の新設について、上陣内区が150万円程度負担することになるのか。

答弁 事業費については、新設で450万円、解体で95万円程度です。新設に対する補助上限は300万円、解体に対する補助上限は100万円であり、その範囲で補助金を交付することになります。

質疑 地区の負担が150万円とのことだが、積載車車庫の整備は地域のためであり、地区として負担が大きいのではないか。

答弁 事業費については、地元と消防団で独自に見積りを取っており、最も安価であった業者に依頼していただいています。事前に消防団や区長と相談をし、地元の負担があることについては承認をいただいています。

質疑 補助率は決まっているのか。

答弁 積載車車庫の新設については、補助率 10 分の 10、上限 300 万円です。これは、熊本地震の際に菊陽町や合志市とあわせて、金額等を定めました。補助率について、他市町村は 10 分の 9 補助となっているところもありますが、大津町は 10 分の 10 補助をしているため、有利となっています。

質疑 物価が高騰しているため、上限額等を見直すべきではないか。

答弁 平成 28 年の熊本地震の時に上限額を 300 万円まで上げています。上限を上げた背景として、地震の影響で資材が高騰し、近隣市町村と足並みを揃えたという経緯があります。ご指摘の物価高騰については、近隣市町村と共有し、見直しについて考えていきます。

意見 行政区の規模によっては、区の財政が厳しいところもある。地元の負担が少なくなるように、今の物価水準に合わせて補助上限等の基準の見直しをお願いしたい。

質疑 消防施設の規模などの基準はあるのか。

答弁 他の自治体では、面積基準を設けているところもありますが、大津町は設けていません。使う規模と地元の予算で検討をお願いしています。

質疑 積載車車庫のみを基準とした場合、詰所等の他の施設を作る場合に金額が足りないのか、そのような基準が必要ではないか。

答弁 車庫のみであれば、上限 300 万円の補助率 10 分の 10 ですが、詰所を作る場合は、別途、上限 204 万円の補助率 10 分の 9 の補助金があります。両方作る場合は、最大で 504 万円の補助を受けることができます。

質疑 今回のように敷地を無償で提供してもらっている人に何らかの形で御礼をするべきではないか。

答弁 今現在、防火水槽や消火栓など町の施設で個人の土地を借りているケースが多くあります。今後は消防団と協議しながら考えていきます。

（ 住民生活部 住民課 ）

質疑 メインサーバーとバックアップサーバーの2つのサーバーを始め、一部の機器がなくなることだが、経費的にどう変わっていくのか。

答弁 システム機器保守関連では、標準化前は月額 35,310 円、標準化後は月額 17,600 円と減額になります。システム保守関連についても、月額 309,650 円から月額 204,600 円と、保守関連は基本的に減額になります。しかし、ガバメントクラウドを利用することで、システムの使用料が増額するため、今までは基本ソフト使用料月額 3 万 3 千円だけであったのが、システム使用料として月額 581,900 円となります。また、ガバメントクラウド運用補助委託が月額 374,000 円となるため、保守費用が減額となり、使用料としての費用が増額します。

（ 住民生活部 税務課 ）

質疑 前年度と比較して、520 人の給与所得が増加したということか。

答弁 納税義務者が 520 人増加しています。

質疑 納税義務者が 520 人増加したとのことだが、そのうち外国籍の人は何人いるのか。

答弁 令和 6 年度の個人町民税の納税義務者は、令和 7 年 3 月 31 日時点で、19,125 人で、そのうち外国籍の人は、472 人でした。令和 7 年度の個人町民税の納税義務者数は、令和 7 年 8 月 31 日時点で、19,645 人で、そのうち外国籍の人は 690 人です。前年度と比べ、納税義務者数は 520 人増加し、そのうち外国籍の人は、218 人増加しています。

質疑 土地取引による譲渡所得も増えているとのことだが、土地を売って高額なお金を手に入れた住民で、税金を払えなくなっている人はいるのか。

答弁 現時点で、そのような人はいません。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

認定第1号 件名 令和6年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について

(議会事務局)

質疑 議場のマイク設備について、現状は執行部席全てに配置をしていないようだが、今後全てに配置するなど検討は進めていくのか。

答弁 マイク設備は、現状このままの配置としていますが、今後必要性が高まる場合は、全てに配置することも検討していきます。

質疑 監査委員旅費の執行残額が多いように感じるが研修を行っていないなど理由があるのか。

答弁 旅費の残額については、住民監査請求等が発生した場合を考慮し費用を残しているため、残額が発生しています。

質疑 住民監査請求の実績はあるのか。

答弁 近年の実績はありません。

(会計課)

質疑 他団体から、一部金融機関で料金を支払う際の窓口収納手数料の単価が大幅に変更になって困っているという話を聞いたが、町でも同様の状況が生じているのか。

答弁 昨年度、ある金融機関からQRコードのない納付書による支払いに関して、窓口収納手数料の値上げの話がありました。当初は数十倍の単価を提示されましたが、交渉を重ね最終的には、令和7年度から他の金融機関と同程度の単価で契約を行いました。今後も値上げの要望の可能性があると考えています。口座振替手数料については、変更がなく、値上げの要望もありません。

質疑 各金融機関における収納件数はどのくらいか。

答弁 令和6年度の実績では、ある金融機関の窓口収納件数は6,339件で、他の金融機関を含む窓口収納件数全体の10%程度となっています。

質疑 値上げの要望があった際、町長からなにか意見を伝えたのか。

答弁 金融機関との交渉は会計課職員で対応を行いました。初回の交渉では、当時の契約単価の数十倍という大幅な金額が提示され、対応が非常に困難な状況であり、段階的な引き上げや値上げ時期の延長ができないかなどの要望を行いました。以後、対面やリモート等で複数回交渉を重ね、その都度町長へ報告・相談を行いながら進めました。

意見 全国規模で異動がある職業の人は、全国に展開している金融機関の口座を利用する人が多い。窓口収納や口座振替手数料、ATM 利用手数料が非常に高いなどの状況は、行政サービスとリンクするのが難しくなり、そのような金融機関は収納先としては適さないのではないかと。そういった金融機関へは、引き続き行政が住民サービスの観点から働きかけを行っていく必要があると考える。また、行かない役場やデジタル社会を目指すのであれば、そちらを利用しやすくするために、例えばコンビニでの住民票発行手数料を役場窓口での手数料よりも安く設定するなどの、一歩踏み込んだサービスなどを検討することも必要である。

質疑 主要な施策の成果の中で、窓口収納は令和 5 年度で 61,852 件、令和 6 年度は 60,414 件で減少している。他の口座振替やコンビニ収納などは増加しているため、今後も窓口収納は減少していくことが見込まれる。今後の収納方法について、方向性はどのように考えているか。

答弁 令和 6 年度は、スマホ収納をはじめとする口座振替、コンビニ収納、クレジット収納の利用が増加しており、特にスマホ収納の普及により、窓口収納は前年比で約 2.2%減少しました。町としては行かない役場を目指しており、税等の収納では、納付書の QR コードをスマホ等で読み取ることで支払いが可能な「地方税共通納税システム」という便利な方法があり、今後は、他の税目等にも拡大していく予定です。住民の利便性を高めるためにも、これらの収納方法を積極的に周知・推進していきたいと考えています。

質疑 基金管理について、令和 6 年度末の基金残高が約 59 億円となっている。基金の種類によって、使う基金は運用できないが、使う見込みがない基金について、県内では投資信託等の有利な運用を行っている自治体もある。

町として今後どのような運用方針を考えているのか。

答弁 現在、町では副町長を会長とする公金管理検討委員会において、財政状況を踏まえながら、慎重な姿勢で債券運用の検討を進めています。大津町資金運用基準では、安全性および流動性を確保したうえで、効率的な資金運用を行うことが定められており、基金を所管する各課の状況を確認しながら、運用に適した基金の選定を進めていきます。今後も財政状況や利率の動向を注視しつつ、債券運用の導入に向けて引き続き検討していきます。

基金運用については、法令に基づき、安全性と確実性が求められています。そのため、定期預金や債券などが主な運用対象となり、株式や投資信託などのリスク資産は、原則として運用対象外とされています。

質疑 他の自治体で債券運用を行っているところはあるのか。

答弁 近隣では、菊池市や合志市が債券運用を行っています。

（ 総務部 総務課 ）

質疑 決算書 P82 の行政事務委託とは何か。

答弁 行政事務委託は、行政区嘱託員（区長）へ行政事務を委託するものです。

質疑 菊池広域連合負担金 2,122 万 2 千円の内容はどのようなものか。

答弁 菊池広域連合負担金全体のうち、事務費などの管理費分を負担しているものです。

質疑 退職手当に関連して、町長は 1 期目の選挙で退職金はカットすることを公約していたが、結果として退職金は受け取っているのか。

答弁 町長の退職金は 1 期ごとに支払うこととなっており、退職手当事務組合を通じて支払われています。

質疑 決算書 P82 の補償金 6,860 円の内容は何か。

答弁 ある区の区長がけがをされたため、自治体委託業務等災害補償保険から

保険金を支払ったものです。

質疑 行政区嘱託員に対し当該保険についてどのように周知しているのか。

答弁 年2回の行政区嘱託員会議で説明しています。

意見 なり手不足の解消にもつながると思うので今後も丁寧な説明をお願いしたい。

質疑 組長が広報紙配布中などにけがや事故をした場合、どのように補償されるのか。

答弁 組長の活動はコミュニティ傷害保険の補償対象となります。

質疑 先日、区役で熱中症になった人がいたが、その処置をした際の経口補水液などの購入費は補償対象となるのか。

答弁 熱中症により医療機関を受診した場合の医療費などは対象となりますが、飲料水など物品購入費は対象外です。

意見 区長・組長も毎年変わるため、コミュニティ活動時の熱中症対策についての講習も必要ではないか、検討をお願いしたい。

質疑 行政実務キーワードバンク使用料について、システムはパソコン1台ごとに導入しているのか。

答弁 1台ごとではなく、インターネット上のサイトにアクセスして利用する際の使用料になります。

質疑 今後、生成 AI などの有料版の導入は検討しているのか。

答弁 行革・デジタル推進係を中心に業務のデジタル化を推進しており、生成 AI の有料版活用についても、今後、ワーキンググループ等で協議・検討していきたいと考えています。

質疑 近隣自治体での生成 AI の導入状況はどうか。

答弁 現時点では有料版の導入事例は聞いていません。無料版での利用が多く、先日本町で実施した生成 AI 研修でも「無料版で十分対応可能」と説明があったため、今後の状況を見ながら検討します。

質疑 「職員健康診断等委託」はどのようなものか。

答弁 職員および会計年度任用職員の健康診断の費用です。

質疑 健康診断の費用は共済組合が負担するのではないのか。

答弁 共済組合の費用負担の対象枠が決められていますので、枠外分については町費で負担しています。

質疑 健康診断の受診率は 100%か。

答弁 受診率は 100%です。

質疑 職員実務研修委託にあたる、主要な施策の成果に記載されている研修の主な内容と成果は。

答弁 人事評価制度研修は評価者・被評価者に分け目標設定や面談手法について学び、階層別研修では、管理職や主事級等階層別に分けその階層に必要な研修を実施しました。その他ハラスメント研修や接遇研修を実施しています。また e ラーニング研修は令和 6 年度から導入し、移動・宿泊費の縮減と受講機会の拡大につながっています。

質疑 職員チャレンジグループ補助金の実施内容は何か。

答弁 有志でグループを組成し、シミュレーションゲームを通じて防災・協力体制・町の施策理解を深めました。「SIM 熊本 2030」を参考に「シミュレーション大津 2040」のプロトタイプを作成しています。今後は住民向けの学習機会づくりにも活用します。

質疑 職員資格取得助成金の内訳はどうか。

答弁 防災士資格を取得した職員が2人、日商簿記検定資格を取得した職員が1人です。

意見 人材育成のために研修を充実していただきたい。また欠席した場合は別に研修機会を設けるなどしてほしい。

質疑 職員の資質向上のために研修を実施している。研修への参加率を上げるためにも研修参加状況は全職員に対するパーセント表示で記載できるか。

答弁 記載方法について検討していきます。職員が参加しやすい環境にするため、繁忙期を避けた研修日の設定をしています。資質向上のため参加促進と未受講時の対応も整理していきます。

質疑 若手職員の離職が見られるが主な要因と対策は何か。

答弁 令和6年度は20代、30代の転職を理由とした離職が多くありました。一般的に、若年層の離職は職場環境・人間関係の影響が大きいとアンケート結果が出ています。ハラスメント防止研修や新任管理職研修等で環境改善に努めているところです。

質疑 保育士の年齢構成に空白が生じ将来の管理職登用に支障が出る懸念があるかどうか。

答弁 保育士採用は2回募集したものの最終合格に至りませんでした。今後は認定こども園化に合わせて、必要人員を精査のうえ採用を検討していきます。また年齢構成の偏りについては対象年齢帯に焦点を当てた経験者枠での募集や、必要に応じ事務系管理職の活用など運営面の選択肢も検討します。

意見 行政実務教育、個人の学びの向上、職員の資質向上などリスクリングは充実している。若い人たちは個人の資質が向上する学びを求めている。リカレント教育を充実させ、10年、20年後を見据えた人間育成をしてほしい。

質疑 人件費が増加しているが、窓口業務の民営化を検討しているのか。

答弁 窓口業務の民間委託については、行財政改革として検討中です。住民課窓

口などで委託を導入した場合の費用対効果やコスト削減の可能性について、現在整理を進めている状況です。

意見 民間に任せられる業務は積極的に委託し、職員の負担軽減を図るべき。委託により窓口業務に専念できる体制をつくれば、住民サービスの向上につながる。職員も人事異動によって専門性を高められるため、具体的な取り組みを進めてもらいたい。
また、今後は職員を一定の区切りで育成し、希望する分野に応じて専門性を発揮できるような仕組みが必要と考える。

質疑 投票所の立会人報酬はいつから改定されたのか。

答弁 今年3月の条例改正により報酬額を引き上げ、従来の10,900円から12,400円に増額しています。国が定める単価に準じて支給しています。

質疑 投票所のうち小学校体育館はエアコンもなく暑さ寒さの面で厳しい環境にあるが、どのような改善を行ったのか。

答弁 これまで体育館で実施していた小学校の投票所について、今年の参議院選挙から一部を教室に変更しました。室小、美咲野小、大津東小、大津北小、護川小の5か所で改善できましたが、南小学校だけは調整が整わず体育館で実施し、スポットクーラーを設置しました。引き続き協議し、改善を図ります。

意見 衆議院の選挙などはいつ行われるかわからないため、一時的な変更ではなく常時的なものとして投票所の環境整備に努めていただきたい。

質疑 町長選挙と町議会議員選挙が同時に行われた場合の経費はどのように整理しているのか。

答弁 共通する経費のうち、選挙ごとに分けられるものはそれぞれで計上し、分けられないものは案分して計上しています。

質疑 衆議院議員選挙において備品として投票箱を購入しているが、何か決まりがあるのか。

答弁 町単独の選挙の場合、費用は全て町負担となりますが、国政選挙や県選挙の場合は委託金が出ます。よって備品等を購入する際は国・県の選挙に合わせて購入し、委託金を活用するよう調整しています。

質疑 18歳や19歳の若年層への啓発はどのように行っているのか。

答弁 明るい選挙推進協議会と連携し、選挙の都度イオン大津店やイベント等で啓発活動を実施しています。また、中学校や高校で選挙の出前授業を行い、模擬投票などを通して選挙への理解を深めてもらう取り組みも行っています。

質疑 昨年の衆議院議員選挙で入場券の到着が遅れていたが、何か対策は行っているのか。

答弁 期日前投票開始前に届くよう郵便局と調整し、土日配送がないため余裕を持って印刷・発送するようにしています。今年の参議院議員選挙においても小学校の投票所の調整に時間を要し、一部地区で遅れが発生しました。今後は改善に努めます。

質疑 町長選挙費及び町議会議員一般選挙費の不用額が多すぎるのではないかと。一番の要因である時間外勤務手当の不用額については、機械導入による作業時間短縮も影響して仕方ない部分もあると思うが、役務費の不用額については縮減できる余地があったのではないかと。今回の選挙の結果を基に減らせるものは減らし、今後の予算を組むべきと考えるがいかがか。

答弁 ご指摘のとおり、時間外勤務手当については長時間勤務の可能性を見込んで多めに計上していましたが、機器の導入などにより業務時間が大幅に短縮できたため、支出が少なくなりました。役務費についても、通信運搬費や郵便代を多めに見込んでいた面があります。今後はこれまでの実績を踏まえ、予算を精査し有効に活用できるようにしていきたいと考えています。

意見 無投票や再選挙を避けるため、候補者を確保する取組を議会と執行部の双方で進めていく必要がある。

質疑 町長選挙や町議会議員選挙において県外に住む人の不在者投票の手続き

は間に合うのか。

答弁 手続きは間に合うよう整備しており、投票者には早めの請求と投票を呼びかけています。

質疑 不在者投票の制度についてもっと啓発するべきでないか。

答弁 今後はさらに啓発やお知らせの方法を工夫していきたいと考えています。

質疑 固定資産評価審査委員会の報酬額が前年度より増えているのはなぜか。

答弁 委員の研修会を実施したため出席時の報酬分の増額です。

（ 総務部 総合政策課 ）

質疑 款2項1目6企画費の負担金、補助及び交付金について、結婚チャレンジ補助金の実績は1件だが、当初予算では何件を見込んでいたのか。

答弁 当初予算では2件分の20万円を計上していましたが、実施の見込みがないと判断した1件分を3月補正で減額しています。

質疑 不用額が約2百万円出ているが、補助金については、過去の実績などを基にどの程度の件数を予測して予算計上していたのか。

答弁 不用額の主なものとして、まず移住支援事業補助金については、都市圏から移住される方を対象とするものですが、当初予算は3百万円、3月補正で減額し百万円を計上しましたが、対象者がいなかったため不用額が生じています。また、空家改修等事業補助金についても、町内の空き家の有効活用のために、空き家バンク登録物件の購入や貸借した際の改修費用を補助するものですが、当初予算は、2百万円、3月補正で減額し百万円で予算を計上しましたが、利用はなく不用額が生じました。

質疑 老朽危険空家等除却促進事業補助金について、当初5件を見込んでいたが実績が3件となっている。これは申請がなかったため、当初の見込みより、減ったということか。

答弁 老朽危険空家等除却促進事業補助金は、当初5件分の250万円を見込んで

でしたが実績は3件分の150万円となり、3月補正で減額を行ったため不用額はありません。

質疑 老朽危険空家等除却促進事業補助金について、補助上限額50万円では取り壊し費用に足りないのではないか。補助上限額を増やすべきではないか。

答弁 昨年度の実績を見ると、1件あたり150万円から2百万円程度の解体費用がかかっている状況です。補助額の適正化については、他市町村の状況なども参考にしながら、引き続き検討していきたいと考えています。

質疑 空き家対策事業について、空き家バンクの登録は進まず、リフォーム補助などの活用もされていない一方で、危険家屋の除却は重要な課題となっている。事業全体が効果的に機能していないように感じるが、現状の空き家対策は「空き家の利活用」ではなく、「危険家屋の除却」に軸足を移すべきではないか。空き家の除却等の国庫補助を受けるにあたって、要件などはあるか。

答弁 事業実施の前提として「空家等対策計画」を策定する必要があり、現在の計画が本年度で終了するため、次年度からの5か年計画の策定作業を今行っているところです。ご指摘のとおり、空き家バンクの登録は0件で利活用は進んでいませんが、危険な空き家への対応は喫緊の課題と認識しています。このため、庁内の事務体制を見直し、次期計画の中で、危険家屋対策をどのような手順で進めていくか整理しているところです。

質疑 町民のニーズは、通学路や生活道路の安全を脅かす危険な空き家をどうにかしてほしいという点に集中しているように思う。しかし、行政の計画を見ると、学校の授業で取り上げられるのも「空き家の活用」がテーマになるなど、活用の方に重きが置かれている印象を受ける。例えば火災に遭った家屋の解体などは、個人の保険で対応するしかなく、高額な費用負担が課題となっているのが実情である。次期計画では、危険家屋対策に重点を置くべきではないか。

答弁 空家問題は、利活用、啓発・相談、特定空き家の認定、管理・除却など、どうしても多岐にわたるため、様々な関係課にまたがるものとなります。危険家屋対策を含めたこれらの課題を全体的に整理したものが空家等対

策計画です。計画を実効性のあるものにするため、庁内の関係部署で協議を重ね、次期計画の策定を進めています。計画がまとまれば、議会にも改めて説明したいと考えています。

質疑 ふるさと納税の業務委託について、以前から返礼品発送に係る経費を、翌年度の予算で執行している点について質疑があっていたが、会計年度独立の原則からすれば、予算を繰り越すべきではないか。今回も同様に取り扱っているのか。

答弁 令和５年度中に寄附をいただき、令和６年度の委託料から支払いを行ったものが約８８０万円あります。また、令和６年度に寄附をいただいております、今後令和７年度に返礼品を発送し、その際に委託料を支払うことになる見込みのものが、約２千７百万円あります。年度末の寄附や、年間を通じた定期便などの返礼品があるため、どうしても翌年度にわたっての事務処理が発生してしまいます。ご指摘のとおり、予算を繰り越すべきとのご意見はいただいておりますが、現状では他市町村の事例なども参考に、発送した年度の委託料から支払っています。

意見 会計年度独立の原則から本来であれば予算を繰り越して、その年度の歳入に関する事務はその年度の歳出予算で執行するのが望ましい。今後どこかのタイミングで見直してほしい。

質疑 電子計算費について、以前、システム間の重複を整理し、不要なものを削減すべきとの意見があったと思うが、今回の決算において、システムの省力化や重複の解消といった整理は行われたか。

答弁 今回の自治体システム標準化移行に係る、住民課の戸籍サーバーのように、状況に応じて整理を行っています。また、障害時に備えた冗長化（二重化）のために複数の回線や機器を確保しているものもありますが、業務継続に必要不可欠なものとして整備しています。

質疑 システム関連の契約は複数業者と個別に結んでいるため、年々必要・不要といった状況の変化があると思われるが、整理は行っているか。また、将来的に不要になる可能性のあるシステム等をあらかじめ情報として把握しているか。

答弁 将来を見越した機器の整理は常に行っており、例えばサーバーを庁内で保有するのではなくクラウド化するなど、費用対効果やセキュリティを比較検討しながら導入を進めています。

質疑 職員が使用するパソコンのトラブル等に対応する専門の部署はあるか。また、システムエンジニアのような専門的知識を持つ職員は配置されているか。

答弁 専門部署として独立してはいませんが、総合政策課の情報政策係がその役割を担っており、職員で対応できる範囲のサポートを行っています。より専門的な内容については、保守契約を結んでいる事業者のシステムエンジニアに協力を依頼するなど、必要に応じて対応できる体制を整えています。専門のシステムエンジニアとして採用された職員はいませんが、職員からの問い合わせに対応できる体制は確保しています。

質疑 業務で使用するパソコンを導入する際、安価であっても処理速度の遅い機種を導入すると業務効率が低下するという問題があるが、価格だけでなく、業務を円滑に遂行できる性能を持った機種を導入しているのか。

答弁 業務を遂行する上で必要なスペックを考慮した上で導入しています。

質疑 職員から、パソコンの処理速度が遅いといった業務上の支障に関する声は上がっていないか。

答弁 まれに、パソコンが動かなくなったというような連絡もあるため、必要に応じて、代替機へ交換などの対応を行っています。

質疑 地域おこし協力隊の活動費 168 万円の財源はあるのか、また、活動報告は行っているか。

答弁 財源については、国の特別交付税による措置があります。活動報告については、外部向けに報告会を 6 月に実施したところです。

質疑 報告会は年に 1 回か。

答弁 外部向けの報告会は年 1 回ですが、内部では毎月、協力隊員から活動報告

書を提出してもらい、課長まで報告が上がる形で活動状況を確認しています。

質疑 現在、町における文書の決裁は、パソコン上で完結する電子決裁システムが導入されているか。

答弁 電子決裁システムは、まだ導入していません。現在は、起案や文書の収受・発送を管理する「文書管理システム」を運用していますが、決裁そのものや文書の保管は紙媒体で行っています。電子決裁システムの導入については、今後の行財政改革や DX 推進の中で検討していく課題と認識しています。

質疑 文書管理や電子決裁のシステムは、国が進める自治体システムの標準化の対象業務に含まれているか。

答弁 文書管理システムは、システムの標準化の対象外となっています。

質疑 決裁は、紙媒体と電子媒体のどちらが効率的だと考えるか。

答弁 現状では、決裁にあたって多くの参考資料を確認する必要がある案件も多いため、紙媒体の方が判断しやすい面があります。ただし、休暇申請などの勤怠管理については、すでに電子決裁を導入し、効率化を図っています。

質疑 バスの運行委託について、夏休み明けの 8 月 26 日に通学に使用しているバスが来なかったため、保護者が営業所に問い合わせたところ、故障により運行できなかったとのことだが、こういった状況だったのか。

答弁 委託先のバス会社からの説明では、エアコンの故障により定刻通りに発車できず、15 分遅延で運行したとのことでした。

意見 子どもたちは暑い中、夏休み明けの大荷物を持ってバス停で待たなければならなかった。緊急時の対応を検討してほしい。

質疑 空港ライナー負担金について、令和 5 年度と同額の 550 万円となっているが、利用者は年々増加しており、臨時で追加のタクシーを運行すること

も増えている。増額を検討しないのか。

答弁 受託されているタクシー事業者からも負担が増えていると聞いているため、空港ライナー運営協議会等で要望をお伝えしています。
運行委託費の総額は、約4千5百万円で、そのうち大津町が12%を負担し、残りを県や空港、JRが負担しています。運行委託費については見直すと聞いています。

質疑 空港ライナーを利用して肥後大津駅に来た後、飲食や買い物などをされているかの把握や分析はしているのか。

答弁 空港ライナーの利用実績は把握していますが、宿泊や買い物などどういった行動をしているかなどは把握できていません。

意見 以前は空港ライナーの車内で大津町の紹介ビデオが流れていたが、現在は流れていないと聞いた。これだけ利用者が増えているのにもったいない。通過するだけでなく、大津町のPRや交流人口を増やすなど、町民のためになるような運営を行ってほしい。

質疑 生活路線維持費補助金の昨年度からの約3百万円の増額はまちなかバスの分になるのか。

答弁 当該補助金には、町内を走っているバス路線への補助金が全て含まれており、まちなかバスに関して、令和6年度は約9百万円と前年度並みの金額となっています。

質疑 バスの運行は運転手不足等で大変厳しい状況と承知しているが、住民のニーズに合わせた運行形態をしっかりと行っていただきたい。そのうえで、費用対効果として、総合的なバス路線の見直しが必要だと考えるが、運行ルートなどを柔軟に変更することはできないのか。

答弁 通常の路線バスについては、定時定路線で国の認可を受けて運行しているため、日ごとにルートを変えて走らせるといった運行は難しい仕組みになっています。他の自治体で導入されているデマンドバスについては、通常の路線バスとは異なる枠組みで運行されています。

質疑 宮本内科前のバス停新設や美咲野ルートを追加したのはどういう経緯で認可されたのか。

答弁 新たなバス停の追加や路線を変更する場合には、まず地域公共交通会議において、交通事業者や住民代表の方と協議を行い、その合意を経たうえで、運行事業者が地方運輸局へ変更の申請を行うこととなっています。

質疑 今回のように新しいバス停を設けたり、路線を変更したりする場合の認可を受けるにあたっての制約はあるのか。例えば「このような形態の路線は認められない」といった基準はあるのか。

答弁 認可を受ける路線については、基本的に既存の公共交通と競合しないことが求められます。他の路線が通っている区間に同じ時間帯で重ねて運行すると、利用者が分散してしまい、公共交通の持続性が損なわれてしまいます。また、道路管理者や警察署との協議も必要となります。例えば、国道沿いにバス停を設ける場合や交差点付近にバス停を設置する場合には、安全上の観点から許可が得られないことがあり、設置に制限がかかることもあります。

意見 路線が廃止になってしまっただけでは二度とそこにバスは走らない。そうならないためにも、住民の声ばかりを聞くのではなく、全体的な政策の中で適切な路線づくりを進めていただきたい。また、路線を設定するには、既存の交通との競合の問題や、警察署との協議が必要といった事情があることを、住民にも分かってもらうことが必要だと考える。

質疑 地域づくり推進費の旅費で視察を行ったとのことだが、どのような内容であり、報告会を行ったのか、また今後どのように政策に活かしていくのか。

答弁 菊池地域の各市町村の広報担当者の勉強会・情報交換の場である広報連絡協議会の事業で、広報の先進地として都城市と始良市へ研修に伺ったものです。広報担当者の研修という位置づけのため、報告書をもって報告会に代えています。

質疑 国際交流費について、今後のアメリカでのホームステイ事業の方向性について、町として事業を継続するのか。また、継続する場合には、事前の

調査など、どのような対策を講じるのか。あわせて、外国人相談窓口の利用状況について、実際にどのくらいの相談が寄せられているのか。

答弁 ホームステイ事業の今後の方向性については、昨年度の事故を、町として重く受け止めています。ご指摘のとおり、再開にあたっては安全対策を徹底する必要があります。現在、第三者検証委員会からいただいた指摘事項について、町として整理しているところです。様々な検討事項を全て整理した上で、次年度以降のホームステイ事業の実施可否を判断していくこととなります。町としては、基本的には事業継続の方向で進めたいと考えていますが、まずは再開に向けた安全対策について整理をしたいと考えています。

外国人相談窓口の現状については、相談件数として、少ない月で30件弱、多い月では50件を超える状況です。相談内容としては、主に役場での行政手続きに関するものです。

意見 今回の事故の原因究明の結果については、ぜひ情報共有をお願いしたい。どのような事業であっても事故が起こらないよう、情報を共有することで未然に防ぐことができると考えるため、お願いしたい。

質疑 主要な施策の成果 25 ページに記載のある姉妹都市交流について、現在、アメリカのヘイスティングズ市以外との交流はあるか。

答弁 ヘイスティングズ市以外の姉妹都市との交流について、ブラジルのサレゾポリス市は、市との直接の交流はありませんが、熊本地震の後、町制60周年の際に、現地の日系人会の会長が大津町出身というご縁で来庁された経緯があります。しかし、近年は交流が途絶えている状況です。かつては、研修生の受け入れや派遣を行ったり、20年以上前には女子ソフトボールチームが交流のために来町されたといったやり取りがありましたが、最近は少し途絶えています。

アメリカのアラパホ市については、当時の国際交流員の出身地という縁で姉妹都市になりましたが、町の規模が非常に小さく、ホームステイの受け入れなどが厳しいという事情があり、現在、交流は活発ではありません。

質疑 30年近く前に姉妹都市の締結をしておきながら、交流がほとんどないというのはいかがなものかと思う。町として今後も4都市と姉妹都市関係を継続していく考えか。

答弁 国際交流は相手方があるため、相手の都合もあり、なかなか難しい面はありますが、引き続き、町として交流を続けていきたいと考えています。

意見 せっかく姉妹都市協定を結んでいるのであれば、何かしらの交流をすべきではないか。例えば、大津高校はサッカーが盛んであるため、サッカーを通じてブラジルと交流するなど、大津町のサッカー少年たちの視野を広げるような取り組みも考えられると思う。

質疑 外国人相談窓口配置されている会計年度任用職員は、窓口での相談業務以外に、例えばイベント開催時に語学支援として外に出て業務を行うことはあるか。

答弁 業務として、イベント等へ参加することはありません。

質疑 昨年のからいもフェスティバルで、語学支援を手伝ってもらったという話を聞いたが、それは業務としてではないのか。

答弁 業務としての参加ではなく、個人としてボランティアで参加されたものと認識しています。

質疑 語学支援ができる人材として雇用されているわけであるから、ボランティアとしてではなく、しっかりと業務として対価を支払い、イベント等での語学支援を依頼すべきである。町として、そのように予算を組んで対応することを検討できないか。

答弁 国際交流員については、イベント等への参加も業務の一つとして位置づけられていますが、外国人相談員については、現在のところ相談業務に限定されています。相談員を雇用している財源である交付金の活用範囲を確認した上で、可能であれば、イベント等での語学支援といったことも検討していきたいと考えています。

質疑 ホームステイ事業での事故を受け、町としてリスクマネジメントに関する研修などを実施する考えはあるか。

答弁 今回の事案を受け、11月頃にリスクマネジメント研修を予定しています。
(総務課)

質疑 ホームページバナー広告料について、広告掲載件数は増えているのか。広告主は町内企業のみか。また現在、町の広告収入源はホームページバナー広告のみか。

答弁 昨年度は1件増え、広告収入も増加していますが、年々の推移としては大きな変動はありません。また、町内だけでなく町外企業の掲載もあります。総合政策課で管理している媒体での広告は、ホームページのみです。

質疑 今後、ホームページ以外の媒体でも広告を募集する検討はしているのか。

答弁 住民課で発行する証明書用の封筒や、役場の封筒、庁舎入口の地図案内板や住民課窓口上部に設置のデジタルサイネージは、広告協賛による提供です。また、今年度からごみ袋への広告掲載が始まるところです。

質疑 町施設へのネーミングライツ導入の検討はどうなっているか。

答弁 生涯学習課で要綱の準備を進めており、本年度内の導入実施に向けて準備を進めているところです。

（ 総務部 財政課 ）

質疑 シルバー人材センターへ委託している町有地管理業務委託について、具体的な業務内容は何か。

答弁 町有地の管理業務委託については、町が普通財産で持っている様々な土地について、シルバー人材センターに刈払をお願いしています。

質疑 普通財産不動産鑑定等業務委託について、これはどこかの土地を売却するためのものか。主要な施策の成果の中で遊休施設の利活用を進めることができたとあるため、これと関連があるのか。

答弁 普通財産不動産鑑定業務委託については、昨年杉水の土地で売却の希望があったため、鑑定業務を委託したものです。実際、不動産鑑定業務では250万円だったものが、公売では1千万円で落札されています。

質疑 職員駐車場の借上料について、職員は何台分の駐車場を利用しているか。町が支出している借上料と職員から徴収している駐車料金との差額はいくらか。歳出が多いように見受けられるが、職員の駐車料金は月額いくらか。

答弁 職員は 112 台駐車場を利用しています。歳出は約 240 万円、歳入は約 140 万円であり、差額として約百万円の持ち出しが生じています。職員から徴収している駐車料金は、1 台につき月額 1 千円です。

質疑 町が借り上げている職員駐車場は 2 か所とのことだが、契約内容は何年更新か。地価が高騰している状況の中で、借上料の値上げは行われていないのか。

答弁 契約は 1 年更新で、地権者と相談しながら進めています。ここ数年は同じ価格で、値上げはされていません。今後は固定資産の評価替えのタイミングで、借上料の見直しを行う予定です。

質疑 落雷による被害により施設修繕が発生しているが、このような災害に対して保険の適用はできないのか。

答弁 落雷被害については、保険で 100% 補填されています。修繕費は一時的に予備費から支出し、その後、保険金が歳入として町に入ってきます。

質疑 保険の適用範囲について、屋外施設も対象となるのか。

答弁 屋外施設についても、年間掛金を支払っていれば保険の対象になります。

意見 芝生の管理は造園業者に、刈払はシルバー人材センターに委託しているとのことだが、地蔵祭の際にオックス前の芝生がかなり荒れていた。特に傷みが激しい箇所について、今後も維持管理や修繕を行っていくと思うが、イベントブースが毎年同じ場所に設置されていることから、その部分を砂利敷きにするなど、長期的な視点での対策を検討して欲しい。

質疑 西原カントリーに関連する負担金について、土地の貸付料収入の 60% を負担するとはどういう内容か。

答弁 西原カントリーに貸している土地の貸付料収入のうち 60%は、大津西原共有原野大津地区入会権者協会に支払っています。これは、入会権の土地賃貸借収益分収契約書に基づいて支払っているものです。

質疑 公債費において繰上償還の対象とした借入金の利率は何パーセントのものか。また、それ以外に繰上償還できる借入金はなかったのか。

答弁 繰上償還の対象とした借入金の利率は 1.5%で、これ以上の高い利率で繰上償還することにより利子負担を軽減できる借入金はありませんでした。

質疑 熊本地震復興基金の残金は、今後一般財源として活用される可能性があるが、地震でまだ復旧していない箇所や再度調査する方針はないか。

答弁 現在のところ防災備蓄食糧の購入や岩戸溪谷遊歩道の財源として活用する方針ではありますが、当該基金の活用最終年度（令和 8 年度）が近づいているため、全体的に必要な事業がないか確認しなければならないと考えています。

質疑 予備費の充用額が昨年度と比べ増加しているが、その要因は何か。またどのような事業に充用しているのか。

答弁 主な理由は、例年に比べて多かった落雷関連の被害で約 1 千 7 百万円、水難事故対応関係で約 7 百万円を充用したことにより、例年に比べ予備費の充用額が増えています。

質疑 役場駐車場の使用料が年々増加しているが、夜間の長時間駐車や 1 週間以上止めている車両が増加しているなど、何が原因で利用が伸びているのか。

答弁 夜間だけでなく、昼間の利用も増加している印象があります。夜間に見回りを行っても、著しく増えているという実感はありませんが、住民の間で役場駐車場の存在が浸透してきており、結果として駐車台数が増加しているものと考えています。

質疑 職員駐車場について、民間から返してほしいと言われた場合、どのように対応するのか。

答弁 職員駐車場は毎年（単年）契約していますが、現時点では「来年は貸さない」という話は出ていません。仮に貸してもらえなくなった場合は、既存の町有地を活用して対応する必要がありますが、今のところそのような申出はなく、来年も継続して借りる予定としています。

質疑 一般寄附金について、どのような人から寄附があったのか。また、感謝状などは渡しているのか。併せて寄附者は税控除を受けられるのか教えてほしい。

答弁 一般の企業、ロータリークラブ、個人から寄附をいただいています。寄附採納事務取扱基準を設けていますが、高額な寄附以外については感謝状の贈呈は行っておらず、今後はお礼状などによる対応を検討しています。また、寄附者は税控除を受けることができます。

質疑 普通財産売却収入について、昨年度に売却した杉水の土地の面積を教えてください。

答弁 売却した杉水の土地の面積は、158.17 m²です。

質疑 たばこ税を財源として、空気清浄機などを備えた適切な環境があれば良いと考えるが、庁舎内に喫煙所を設置することはできないのか。

答弁 公共施設には「第1種」「第2種」の区分があり、役場はその区分上、庁舎内に喫煙所を設置することはできません。したがって、現状では条件の範囲内での整備にとどまります。

意見 町が財産を貸していただいていることで、駐車場などを安価に借りることができ、結果として大きなコスト削減につながっている。こうした協力を得るためには、日頃から地権者との良好な人間関係を築くことが重要であり、一般寄附者も含めて感謝の気持ちを伝えるための表彰などの取り組みは非常に意義があると思う。

質疑 特別交付税において、TSMC 関連経費が算入されているということだが、どのような事業が対象となっているのか。

答弁 工業団地造成及びその周辺の道路・排水整備事業、都市計画マスタープランなどに係る費用の国補助・起債対象額を除いた一般財源負担分が算定経費として算入されます。

質疑 当該算定項目は今後も続くのか。

答弁 特に県から方針等は示されていませんが、この算定項目については、熊本県独自の項目となっており、今後もしばらくは続くものと見込んでいます。

質疑 森林環境譲与税はどのような事業に活用されているか。

答弁 農政課の森林保全などに係る事業に活用しています。

（ 総務部 防災交通課 ）

質疑 防犯カメラ設置事業について、15 団体から申請があり、5 団体の決定があったとのことだが、トータルで何台設置されたのか。決定された 5 団体が 5 箇所設置したということか。

答弁 決定された 5 団体が設置した場所については、団体毎に 1 箇所から 4 箇所とそれぞれ異なっています。設置した場所は、全部で 10 箇所となり、10 台のカメラを付けています。

質疑 街灯設置は区長を通じて要望があると思うが、新設の住宅地において、暗い場所があるとの声も聞いている。建設段階から住宅メーカーへ街灯設置を依頼できないか。後から設置すると費用も手間もかかるため、建設課と話して、あらかじめ設置してもらうようできないか。

答弁 新しい開発については、開発行為の現地確認の際に、防犯灯とカーブミラーの要望を出しているところです。今後も同様に要望を徹底していきます。

質疑 軽犯罪が増えているということで、個人としての防犯カメラ設置の要望は増えているか。

答弁 個人からの要望は年間数件あります。ただ、維持管理等が発生するため、

区長に相談していただくようお願いしています。

質疑 区長を通じて申請すれば、個人でも検討できると考えてよいか。

答弁 基本的には区長からの申請ということで受付をしているため、地元区長と相談していただき、維持管理と場所について協議のうえ、申請していたければと思います。

意見 制度を知らない人もいると思うため、周知してほしい。

質疑 高齢者の運転免許証自主返納事業を推進したとのことだが、その実績と現状はどうなっているのか。また、決算書 100 ページに記載の賃借料について、予算 150 万円に対し実績が 29 万円と少なかったのはなぜか。

答弁 この事業は令和 6 年 7 月から始めた事業で、令和 6 年度の 3 月 31 日までに申請された人が 103 件です。その内運転経歴証明の手数料補助金が 66 件、タクシー券が 103 件、バス IC カードが 82 件でした。当初予算を要望する時に、年間 3 百件ほどを想定し予算要望しましたが、12 月になり、100 件から 150 件ぐらいで見込み、予算を半額に減額しました。しかしながら、実績については 103 件という結果になったため、不用額が多くなりました。

意見 地域によっては車が必要なところもあるが、ある程度の高齢者には免許証の返納を行ってほしいという気持ちがある。そうすると車がなくなるため、もう少し手厚い対応も今後検討していただきたい。

質疑 自主返納の支援について、バスを利用しない人もいるため、バスの IC カードではなく、町内で利用できる商品券などを発行してはどうか。

答弁 商品券として出すのか、タクシー券に上乘せするのかという意見もありましたが、公共交通をりようしてもらうことを意図としているため、バス IC カードの代わりにタクシー券も選択できるような形で公共交通機関の利用促進を図り、外出支援の手助けを行いたいと考えます。

質疑 カーブミラーと区画線について、不用額が出ており、目標値を下回っているが、地区からの要望は目標以上に上がっていると思う。その背景はどう

なっているのか。

答弁 カーブミラーは、令和6年度に申請件数が19件上がっていました。カーブミラーについては、交通安全の評議員と現地を調査し、設置できるかどうかを確認します。その中で、場所が狭くて建てる場所がない、交通ルールを守れば付けなくてもよい場所、また付けたことによって事故が増えるような場所もあり、今回は9件設置という結果になっています。区画線については、毎年、交通安全のプログラムで要望が上がったところについて優先順位をつけながら、主に交通安全に関係するところをメインで整備しています。今回は要望箇所全て入れて設計したところですが入札の結果、不用額が生じました。

質疑 青パトの防犯パトロールの範囲は、町内全域なのか、どの辺りを回っているのか。

答弁 青パトについては、基本的に町内全体の通学路を回っており、回るルートも決めています。突発的に事件があったときには、その部分を重点的に回っています。

質疑 民間の有志で防犯パトロール活動をされている人がおり、燃料代などは自費で負担していると聞く。町も、そういった人に燃料代などを補助すると、もっと活動しやすくなるのではないか。現在、町の青パトは1台であるため、不審者情報があった際など、すぐに対応できない場合もあると思う。

答弁 青パトで登録されている団体が3つほどあると把握しています。これについては、青パトの登録は全部警察で行っているため、まず警察と協議しながら、どこまで町が応援できるか相談していきます。

質疑 カラー化した横断歩道や外側線について、補修は需要費で計上するのか、新たな工事請負費で計上するのか。

答弁 カラー舗装については、工事請負費の中の交通安全標識表示工事に入れ込んで行っています。

質疑 中央線や区画線が経年劣化で見えにくくなっているという話があったが、

カラー舗装の部分も4年ほど経つと薄くなってきていると思う。補修のサイクルは自動的に塗り替えるのか、地区の要望があつてから行うのか。

答弁 今の時点では、各地区の要望を優先している状況です。防災交通課としては交通安全ということで、歩行者をまず優先的に考えています。

質疑 歩行者の安全確保が優先だから、横断歩道やスクールゾーンの表示はしっかり行うという考え方か。

答弁 基本的に横断歩道については、警察が管理しているため、まず警察で引くという考え方ですが、どうしても警察では時間がかかるところについては町のほうで優先的に引いています。

質疑 軽犯罪件数が増えているため、町も防犯カメラを増やしていく方向だと思う。基本的に町民からの要望を受けて対応すると思うが、警察観点からみて必要な箇所の設置など考えていくことはできないか。

答弁 防犯カメラの補助については防犯協会が主体で行っており、防犯協会に菊陽町と西原村も入っているため町独自での判断は難しいところです。今回大津町は補助件数を5台から10台へ増やしているため、地元から要望があつた場所に対して重点的に設置を進めていきます。また、今年警察が独自で4箇所防犯カメラを設置するため、そういったところも含めて協議していきたいと考えます。

質疑 美咲野の一部では朝夕の時間帯で大型車両の通行が規制されているが、よく大型車両を見かける。取締りについてはどうなっているか。

答弁 警察の取締りに関しては、計画的に行っているところではありますが、どうしても漏れてしまうところはあるかと思います。いただいた情報に関しては、大津警察署に情報提供し、取締りを強化してもらうようお願いしたいと考えます。

質疑 セブンイレブン熊本大津美咲野店から味の天津屋の方に下る道路も、大型車両の通行を規制してもらいたい。子どもも自転車で通り、旧道も通る。調査してもらい、検討してほしい。

答弁 道路管理者とも情報共有しながら、どのように進めていくか考えていきます。ただ、規制がかかるということになれば、他のところへも影響する可能性があるため、地区の意見も聞きながら行っていく必要があると考えます。

意見 三吉原北出口線が改修されることで、基本的には楽善交差点から左折してもらいたいというのが町の狙いだったと思う。

質疑 消防補償等事務負担金 13,753,290 円の内訳はどのようなものか。

答弁 消防補償等事務負担金は消防団員の公務災害補償や退職報償金などの負担金です。内訳については、公務災害に関する負担金が 1,625,790 円、退職報償金に関する負担金が 12,096,000 円、賞じゅつ金（賞恤金）に関する負担金が 31,500 円となっています。

質疑 消防団活動中の賠償も補償に含まれているのか。

答弁 補償に含まれています。

質疑 積載車のミッション車はあと何台残っているのか。

答弁 数台残っており、積載車の更新に合わせてオートマ車に変更しています。2、3 年後には全てオートマ車に更新する見込みです。

質疑 運転免許によっては、大型車両を運転できない団員がいるが、積載車の更新で解決されるのか。

答弁 積載車の更新により、現在の運転免許証で運転できるような体制となります。

質疑 消防団員のなり手不足解消策として、広報施策はどのようなものを行っているのか。

答弁 消防団のインスタグラムを開設し、日々の活動の様子を発信しています。また、女性消防団員が町内の保育園や幼稚園を訪問し、紙芝居などで広報活動を行っています。今後も多様な広報活動について消防団と共に考え

ていきます。

質疑 30代から40代の子育て世代をターゲットとして消防団に入団してもらうアピール策として、学校での広報活動は具体的に考えているのか。

答弁 学校のふれあい行事などで消防団や消防署の車両を持ち込んで広報活動を行っている事例があり、今後も積極的に活用していきたいと考えています。

意見 消防団員の募集に関わることは、出動と同じとみなし、学校への広報活動など、様々な方法で広報を積極的に行っていただきたい。

質疑 消防団員は18歳から入団可能であり、大学生も対象となるため、二十歳式などで啓発活動を行うことは有効ではないか。

答弁 交通安全については、二十歳式で啓発活動を行っているため、消防団についても同様の形で啓発活動を行っていきます。

質疑 機能別消防団が制度化されたが、具体的な活動内容や方針を明確に示すべきではないか。

答弁 機能別消防団の指揮命令は分団長が行うことになっているため、要望があった旨を幹部会にて周知します。各分団で機能別消防団員も含めた訓練も依頼しているため、併せて周知を図っていきます。

質疑 防災の新たな担当者に対する防災教育はどのように考えているか。

答弁 県が実施する防災の基礎的な研修を受講しています。

質疑 災害発生時における医療従事者と行政職員の連携について、どのような勉強会を検討しているか。

答弁 災害時の医療対応については、福祉分野が窓口となり、対策本部が立ち上がれば福祉分野の担当者が各医療機関との連携をとる形になります。対策本部における総務と医療部門の連携については随時行っていく必要があると考えています。

質疑 総合体育館が避難所となっているが、駐車場からのアクセスが非常に悪い。アクセス解消のため、国からの交付金など活用して整備できないのか。

答弁 避難所に関する国の補助金は、トイレ改修など避難所環境の整備が中心であり、アクセス改善に関する補助金は現状見当りません。活用できる補助金等について生涯学習課と情報共有し、改善策を検討していきます。

意見 運動公園体育館の避難所へのアクセス改善は、高齢者など避難者の健康面からも重要であり、改善について検討いただきたい。

質疑 消防団の積載車にドライブレコーダーを設置した事業について、更新時の新車導入分には標準装備されるのか。

答弁 今回、国の補助金を活用し既存の積載車の前方にドライブレコーダーを設置しました。更新時の新車購入の際には、ドライブレコーダーとバックモニターが標準装備されます。

（ 総務部 人権推進課 ）

質疑 男女共同参画推進について、DV 相談の件数はどうなっているか。

答弁 令和 6 年度の町相談窓口の対応件数は 18 件となっていますが、内容の多様化が進み、配偶者からの暴力だけではなく、高齢の家族からの被害などもみられ、複雑なケースが増えています。

質疑 男女共同参画推進について、ジェンダーギャップ指数の推移（成果）はどのようなになっているか。

答弁 2025 年世界フォーラム公表の順位は 118 位と昨年と同順位でした。様々な啓発を行うとともに、委員等の女性割合を増やすなど取り組みを行っています。町議員についても、今期は 1 名から 2 名に増数がありました。

意見 DV 相談は件数こそ 18 件だが複雑化しているケースもある中職員 1 名での対応となっている。相談員の配置や県の女性センター、他の窓口との連携をとり、体制を整備されたい。

意見 政治分野での指数について、委員等の女性割だが、区長の女性登用が難しいようで、令和7年度改選で3名となったものの1名が辞任している。女性の人数を増やすだけでなく、役を全うする能力がある人を登用しなくてはならない。例えば、2名で就任する、任期半分で交代を可能とするなど、大変な仕事を引き受けやすい仕組みが必要である。

質疑 団体活動助成金及び町人権・同和教育推進協議会補助金について、金額の内訳を教えて欲しい。

答弁 団体活動助成金は部落解放同盟大津支部に対する助成金ですが、研修会への参加や各学校からの要請による活動費及び旅費が主になります。また、町人権・同和教育推進協議会補助金については、当初、熊本県人権子ども集会への参加でバス利用を計画していましたが、オンライン配信となったため、補助金の変更申請をされ減額されました。

質疑 熊本県人権子ども集会は今後もオンライン配信となるのか。

答弁 コロナ禍でオンライン配信となっていましたが、みんなが集まってその場で話を聴くことが大事だということで、令和7年度は県立劇場で開催されます。

質疑 団体活動助成金及び町人権・同和教育推進協議会補助金については、3月定例会で委員会の報告に対し質疑があったが、現状はいかがか。

答弁 3月定例会後に近隣市町の要綱設置状況や内容を確認して、4月に要綱を制定しました。今後は町の補助金要綱及び4月に制定した要綱をもとに運用していきます。

質疑 主要な施策の成果 P41 の人権教育啓発事業について、解決した課題では参加者に対する啓発ができ、残された課題には参加が少なかった町民に向けた啓発を実施していく必要があるとの記載ある。南杉水地区には多くの人が転入していきっているため、その人々への啓発活動も重要になってくるのではないか。
また、人権対策事業の職員に対する各課学習会の目標値に対して半分となっている。役場職員であれば目標を超える学習会を実施するべきではないか。学習会の実施状況はどうなっているのか。

答弁 転入者への啓発については、これまでの啓発事業に加えて新たな事業を実施していきたいと考えています。

また、職員に対する学習会実施については目標値の半分となりましたが、令和6年度は人権の全国大会が熊本県で開催され多くの職員が大会に参加しました。学習会が実施出来なかった分については人権大会等への参加で補っています。新規採用職員についても、年度当初に行政の責務として人権問題についての研修を実施しています。

意見 役場職員は先頭に立って、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に努めなければならないため、目標値を超える学習会の実施をお願いしたい。

意見 職員については研修等に参加出来なかった場合は、eラーニングを受けるなどの対応をしてもいいのではないかな。

また、人権という面では発達障害の人が近年増えてきている。その事に関する正しい知識があることで、町民や職員への対応ができると思うため、そのことについても勉強をしてほしい。

質疑 人権教育啓発費で源場集会所の樹木伐採はどこがしたのか。

答弁 地元の業者が行っています。

質疑 昨年、センター玄関近くで公用車の事故があったが、その後の対応はどうなっているのか。

答弁 事故後に、白線を引くなどの対応を行いました。また、身障者以外の一般来館者には、できるだけ玄関近くを避けて駐車してもらっています。

質疑 センター公衆電話料金戻入が10円となっているが、公衆電話は本当に必要なのか。

答弁 確かに利用者は少ない状況ですが、小学生が学習会等でセンターを利用しており、台風や大雨時にセンターが避難所になることもあるため、公衆電話を残しています。

（ 住民生活部 住民課 ）

質疑 主要な施策の成果におけるコンビニ交付発行件数の成果目標について、目標値 5 千件に対し、令和 5 年度実績が 7,745 件、令和 6 年度実績が 8,788 件となっている。人口増加により窓口来庁者も増加しているため、「行かない役場」を推進し、目標値を高く見直してはどうか。

答弁 コンビニ交付は順調に増加しており、利用率も上昇しています。令和 6 年にセミセルフレジを導入したことで、コンビニ交付率を正確に把握できるようになったため、今後の振興総合計画の策定に併せて目標値を見直していきます。

質疑 セミセルフレジは現金とキャッシュレス決済の両方に対応しているか。

答弁 現金とキャッシュレス決済の両方に対応しています。

質疑 現在コンビニ交付に対応していない証明書を将来的にコンビニ交付できるよう検討していくのか。

答弁 コンビニ交付では、証明書の発行年度が限定されるなど、システム上の制約があるため、技術的な判断が必要となります。また、正確な交付が求められる証明書は窓口での取得が適しているため、交付数等もふまえ検討していきます。今後、システム標準化により、窓口とコンビニで発行できる証明書の種類が同一となるものについては、周知していきます。

質疑 戸籍謄本の取得についてコンビニ交付のニーズはいかがか。

答弁 戸籍謄本についてご要望はありますが、マイナポータルの活用によりオンラインでの提出が不要となる場合やパスポートもオンライン申請時には不要になるなどの状況もあるため、導入にかかる費用対効果を踏まえ、検討を続けていきます。

質疑 合同相談時の食糧費は増額した方がよいのではないか。

答弁 物価高騰などもあるため、適宜対応していきます。

質疑 パスポート申請が増加している要因は何か。

答弁 パスポート申請の増加は、アフターコロナの影響によるものです。加えて、高校生の修学旅行により、7月・8月の申請件数が特に増えています。

（ 住民生活部 環境保全課 ）

質疑 畜産環境対策総合支援事業の糞尿処理方法について、高度污水处理の硝酸態窒素等含有率は100mg/L以下となっている。水道法の基準では10mg/L以下だと記憶しているが、排水する場合の基準はあるか。

答弁 水道法の水質基準については10mg/L以下となっていますが、水質汚濁防止法の排水基準では100mg/L以下となっており、排水基準に則って排水される計画となっています。

質疑 水質検査について、年に1回行う事となっている。検査結果の数値は事業を行っていく中で年間を通すと変動するため、環境への影響を図る方法としては毎月行うなど検討した方が良いと思うが、年に1回測定を行う根拠があるのか。

答弁 水質汚濁防止法の中で測定頻度は年に1回以上となっています。その中で、近隣から排水について疑義など問い合わせがあれば、菊池保健所と連携して追加での検査をお願いする等の対応も可能だと考えています。

質疑 スズメバチの駆除手数料について、住民へのアナウンス方法は。個人宅であれば無料で駆除してもらえるのか。駆除の方法は。

答弁 スズメバチの出没する季節に、広報やホームページ等で駆除が出来る旨のアナウンスを行っています。住民の自宅敷地内にあるものでスズメバチであれば、町で駆除対応を行っています。駆除については、町が委託契約を行っている駆除業者が現地で対応を行います。現地確認の際にスズメバチではなかった場合、例えばアシナガバチ等であれば町で駆除は行えないため、住民自身で駆除するか、住民から業者に依頼をする対応をお願いしています。

質疑 事業所内のスズメバチの巣についてはどういう対応を行っているか。駆除スプレーの貸し出し等を行っているのか。

答弁 駆除スプレートの貸し出しはおこなっていません。事業所等については、事業主体にて対応を行っていただいています。

質疑 小学校・中学校・公立保育園や私立保育園など、事業主体で対応をする必要があるということか。

答弁 民間事業所に関しては事業主体で対応いただき、町では駆除対応は行っていません。町の管理する公共施設では、場合にもよりますが駆除スプレートを担当職員に貸し出して駆除を行う場合もあります。

質疑 スズメバチの巣を駆除するという認識で良いか。また、駆除の実績は。

答弁 スズメバチの巣を駆除するものになります。実績については、令和6年度43件対応を行い、その内9件がスズメバチではなかったという事で調査費用を支出しています。

質疑 水質等分析調査事業について、調査の頻度および調査時期は。

答弁 年に1回、10月から11月頃に実施しています。

質疑 新たな工場等も建設されているため、月に1回の検査を行う予定はないか。年に1回の検査では、たまたま検出されないこともあると思う。飲用水についても、夏場はカルキが抜けて水質が悪くなるということもあると思うが。

答弁 町では河川の水質について検査を行っており、飲用水については大津菊陽水道企業団において適切に検査されています。町の河川水質等分析の調査結果については基準を超えることはありませんでした。もし基準を超えた場合は、緊急的に水質の検査を行う予算も確保しているため、何か起きた場合には検査を行える体制を整えている所です。

質疑 データの把握や原因の追究を行うのであれば、月に1回程度継続した調査を行わなければ、年に1回の調査で水質の良し悪しを判断できるとは思えないが、どう考えているか。

答弁 水質汚濁防止法の排水基準でも測定頻度は年に1回以上とされているた

め、現在は年に1回の検査を行っている所です。

意見 産業廃棄物の最終処分場の水処理検査についても、年に1回検査を行うが、検査の際は相当な臭いがする。それでも、土壤汚染対策防止法や水質汚濁防止法の関係で検査結果に問題がなければ1回行えば良いということになる。近隣住民等から求めがあったら、別に追加で検査を行うことになるが、熊本県も追加での検査を行おうとはほとんどしない。例えば今回の町の調査では15カ所検査をして38万円、年間を通して月に1回行うとなると380万円を超える予算の問題がでてくる。また硝酸態窒素の話があり、乳幼児等に影響が出てしまわないような地下水にするため、糞尿を農地にそのまま散布するのではなく、飲み水に影響が出ないように処理したものを放流するという話だった。町では農地が減少しているため、今後処理施設を使用して処理を行うということが町農政課のトレンドになると考えている。その際、処理を行う業者が沢山出てくると、肥料が売れず赤字になる。肥料の売り先を決めておくことやCMを行うことが大事。熊本県環境生活部では、産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金とリサイクル製品認証制度という2つの制度がある。商品を作ろうとしている人達への補助金と、商品が出来上がったら県に認めて貰って販売促進を行うという2つの制度が準備してある。事業者は事業を回して、外にだそうとする際には、環境部門でケアをすることがとても大事。農業主体だけで事業を回しても、限界が来るため、外に排出する際は環境部門も協力をしていくことで上手く対応できると考えている。畜産施設の水処理についても、排水など懸念がある人もいると思うが、処理の方法や状況をしっかり理解いただければ、近隣住民も安心できると考えている。主管課は農政課だと思うが環境保全課からも説明出来るように対応してほしい。

質疑 ごみ処分費用について、昨年度に比べ9千万円程増加しており、一人当たりのコストも2,356円増加している。ごみ収集運搬業務委託の委託料は1千万円程しか増額していない。ごみの量も減っているようだが、ごみ処分費用が増えている要因は。

答弁 ごみ処分費用については、燃料費等の物価高騰および人件費の高騰による上昇が主なものになります。ごみ収集運搬業務委託の委託料増加については、収集運搬に係る車両の燃料費および人件費等の高騰、ゴミステーションの収集箇所数が76カ所増えているため、その分の上昇に伴うものになります。

質疑 ごみ収集運搬業務委託の委託業者は、人件費、燃料費、オイル代、タイヤ代など様々な価格が上昇している中で、1千万円程の増額で対応できているのか。先日の大雨の際は、他市町村を見てみるとゴミ収集は中止になっている市町村が多かったが、大津町ではゴミ収集を行っていただいた。自分の地区もごみ収集日で助かった部分はあるが、そんな大変な環境下でもゴミ収集を実行していただいている。単価が適正に積算できているか、安すぎないか、事業者ともしっかりヒアリングを行いながら対応してほしい。事業者との対応状況はどのような状況か。

答弁 事業者とのヒアリングについては、年度初めから9月までで、し尿関係の内容等も含めて3回ほど意見交換を行っています。現時点でゴミ収集の委託料について増額の要望は直接的には聞いていません。雨の日や台風の日などのゴミ収集対応については、状況を確認しながら、ホームページやLINEで情報の発信を行っているところです。

質疑 アパートが増えているが、ゴミステーションの容量が足りずゴミが溢れているアパートも見受けられるが、ゴミステーションの指導についてどのような対応を行っているか。

答弁 アパートのゴミステーションに違反ごみが溜まりゴミが溢れている場合等は、管理会社に指導し、清掃やアパート住民へのゴミ分別の周知をお願いしています。

意見 ゴミステーションの容量が足りずゴミが溢れているアパートも散見されるため、指導については適切に行っていただきたい。

質疑 ゴミステーションについて、アパートに対して、ゴミステーションの容量が足りていない様に感じる部分も見受けられるがどういう基準で容量を定めているのか。

答弁 大津町開発指導要綱で定めている部分になります。単身世帯であれば1世帯あたり90Lの容量かける部屋数をカバーできるゴミステーションの設置をお願いしています。分譲住宅であれば230Lの容量かける分譲戸数をゴミステーション容量として設置をお願いしています。

質疑 ゴミステーション設置後に問題がないか、町で確認を行っているか。

答弁 ゴミステーションについては、開発が行われる前の事前協議時に現地確認を行い、開発業者に容量等も含めて設置の指導を行っています。設置後は開発の完了検査時にゴミステーションの設置状況や容量を確認しています。その後収集が始まった後については、違反ごみなど酷い状況が見受けられる場合は、アパートなどであれば管理業者へ指導を行っている所です。

質疑 主要な施策の成果に記載のごみ収集運搬業務委託事業の残された課題について、高齢化によって、ゴミステーションが使いえなくなった、今までは持って行けたが段々遠くて行けなくなったという声を地域からも聞いている。今後の町の方策についてお尋ねしたい。

答弁 高齢化に伴いゴミ出しが難しくなったという人については、福祉と連携し、1回あたりの利用料金をお支払いいただくことでゴミ出しサービスを利用できる旨ご案内している所です。また、今年度の事例として、ゴミステーションから自宅が離れており、車は利用できるが朝は交通量が多いため車でゴミ出しをすることは危険で難しいと相談がありました。そこで、地域で話し合いを行っていただき、問題が解決したという事案がありました。

意見 ゴミの収集運搬や環境保全全般については、住民の生活に直結するものになるため、引き続き適切な対応をお願いしたい。

（ 住民生活部 税務課 ）

質疑 大津町の人が大津町以外でふるさと納税をしている人数とその金額はいくらか。

答弁 ふるさと納税の対象者数は、1,901 人、ふるさと納税寄付金額は131,829,050 円です。

質疑 納税促進業務委託をしたことで業務効率が上がったとのことだが、その分残業が減った等の効果はあったのか。あるいは、残業代は変わらないが昨年度より内容が充実したといった実感はあるか。

答弁 税務課では、年明けの確定申告時期から、5月の固定資産税・軽自動車税、6月の住民税・国民健康保険税の納付書発送が完了するまでの半年間については、どうしても日常的に時間外勤務が必要な状況です。また、それ以外の期間においても、終業間際に来庁された住民への対応をはじめ、勤務時間内に処理しきれなかった業務を先延ばしせずその日のうちに終えるよう努めていることや、毎週水曜日に午後7時まで夜間窓口開庁を実施しているため、時間外での対応が必要です。

民間委託をしたことで、管理系の職員が初期滞納者に割く時間が大幅に削減されたことにより、その分を高額滞納者や悪質滞納者への対応に充てることができるようになり、管理運営業務をより充実させることができていると感じています。

質疑 入湯税を納付している施設は何施設あるのか。

答弁 令和6年度までは1施設です。令和7年度より新たに1施設増え、2施設となっています。

討論 なし

採決 全員賛成で認定

請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書 採択についての請願について

令和7年9月8日に紹介議員である岩下啓史議員に出席を求め、今回の請願書の主旨について説明後、質疑を行う。

質疑 核兵器のような爆発力があまりにも大きすぎるがために、国際人道法や国際法で定められている非戦闘員への殺傷が発生することが非常識である点は理解する。しかし、現在の核兵器禁止条約は、核保有国が一つも批准していない。各兵器禁止条約は条約を批准した国でのみ罰則等の規定が適用される。このような中で、日本は将来どのような形で、核兵器を根絶するアプローチをすると良いのか。私見も交えて教示いただきたい。

答弁 私見から言えば、核の傘に入ることで防衛を行うという考え方も存在し

ている。日本が核兵器禁止条約に参加したために、将来核兵器がなくなるという話でもないことは確か。しかし、武力をなくすことで、その地域における核兵器による脅しがなくなっていくと考える。核の傘に入っている国が一つでも少なくなることは日本にとって、とても意義のあることと考えている。

意見 署名している 94 ヶ国は経済的基盤が厳しい国が多いと思われる。この国は、核兵器からの侵攻等があった場合、国連の条約に批准している独立国家であると明確にし、国を守っている。その他の国は核の傘に入ることによって国を守っている。それであれば、まずは核の使用を絶対に禁ずることを唯一の被爆国としての立場から国連へ強く求めていくことも考え方の一つ。日本が先に批准するのではなく、核保有国が全て同時に批准するといったことを国から国連に求めるということであれば理解できる。

討論 なし

採択 賛成少数で不採択